行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十 九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案 の概要

1. 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、番号法第9条 第2項の規定に基づき、地方公共団体の長その他の執行機関が、個人番号を利 用するために条例で定める事務のうち、情報提供ネットワークシステムを使用 した情報連携が可能な事務として番号法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち いずれかの事務(以下「法定事務」という。)に準じて迅速な特定個人情報の 提供を受けることによって効率化を図るべき事務(以下「条例事務」とい う。)の要件及び条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲等を個 人情報保護委員会規則に委任している。これを受けて、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特 定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以 下「個人情報保護委員会規則」という。)においては、条例事務の要件及び条 例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲等を規定している。

今般、条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲の拡大に係る地方公共団体からの要望に対応するため、個人情報保護委員会規則について所要の改正を行うこととしたい。

2. 改正内容

- (1) 条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲に係る規定を改正する。
 - ア 個人番号利用事務実施者の範囲を拡大する。
 - ・特定個人情報の範囲の拡大に合わせて、特定個人情報の提供を行う個人 番号利用事務実施者の範囲を拡大する。具体的には、個人番号利用事務実 施者の範囲を、「法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供す る情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの」とし ているところ、「当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の 内容が当該条例事務の内容と類似しているものであって、次に掲げるいず れかに該当する事務(以下「法定事務等」という。)を処理するために必

要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの」に改正する。(第2条第3項)

- ①その事務において貸与又は支給の対象となる費用が、条例事務において 貸与又は支給の対象となる費用と類似していること。
- ②その事務において貸与し、又は支給する物品が、条例事務において貸与 し、又は支給する物品と類似していること。
- ③その事務において提供する役務が、条例事務において提供する役務と類似していること。
- イ 条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲を拡大する。
 - ・条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲を、「法定事務を処理するために必要な特定個人情報と同一又はその一部」としているところ、「法定事務等を処理するために必要な特定個人情報と同一又はその一部」に改正する。(第2条第4項)
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

3. 施行期日

- ・行政手続法第 39 条第1項の規定に基づき、今後1か月間意見募集を行う。
- ・令和2年12月末に施行する予定。